示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 21 日
愛媛労働局長　田中　敏章
第４号中「１時間767円」を「１時間778円」に改める。
附　則
この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 21 日
愛媛労働局長　田中　敏章
第４号中「１時間809円」を「１時間818円」に改める。
附　則
この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。

機械受注統計調査報告（平成 25 年９月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）
本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。
昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。
平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。
主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年10～12月	平成25年１～３月	４～６月	７～９月	平成25年６月	７　月	８　月	９　月
受　注　総　額	56,379	60,410	62,406	65,493	19,443	20,291	21,203	23,999
	(3.7)	(7.1)	(3.3)	(4.9)	(−14.3)	(4.4)	(4.5)	(13.2)
	〔−9.7〕	〔−5.3〕	〔 4.7〕	〔 21.4〕	〔 2.7〕	〔 5.3〕	〔 25.9〕	〔 30.3〕
民　需	25,341	25,477	26,754	28,077	8,888	9,192	9,483	9,402
	(−0.7)	(0.5)	(5.0)	(4.9)	(−6.0)	(3.4)	(3.2)	(−0.9)
	〔−5.6〕	〔−2.0〕	〔 2.5〕	〔 9.9〕	〔 4.8〕	〔 3.6〕	〔 17.2〕	〔 9.7〕
〃（船舶・電力を除く）	21,546	21,539	22,999	23,986	7,774	7,772	8,193	8,021
	(−0.8)	(−0.0)	(6.8)	(4.3)	(−2.7)	(−0.0)	(5.4)	(−2.1)
	〔−0.8〕	〔−4.6〕	〔 6.4〕	〔 9.6〕	〔 4.9〕	〔 6.5〕	〔 10.3〕	〔 11.4〕
製　造　業	8,550	8,407	8,875	9,745	3,042	3,187	3,213	3,345
	(−5.3)	(−1.7)	(5.6)	(9.8)	(2.4)	(4.8)	(0.8)	(4.1)
	〔−11.1〕	〔−12.1〕	〔 −4.2〕	〔 8.2〕	〔 2.4〕	〔 −2.0〕	〔 8.7〕	〔 17.3〕
非製造業（船舶・電力を除く）	13,491	13,072	14,701	14,102	4,623	4,624	4,911	4,567
	(5.6)	(−3.1)	(12.5)	(−4.1)	(−17.5)	(0.0)	(6.2)	(−7.0)
	〔 7.4〕	〔 2.8〕	〔 14.1〕	〔 10.4〕	〔 6.6〕	〔 13.0〕	〔 11.6〕	〔 8.0〕
官　公　需	6,942	6,949	8,668	9,413	2,584	2,917	2,674	3,822
	(−3.6)	(0.1)	(24.7)	(8.6)	(−28.2)	(12.9)	(−8.3)	(42.9)
	〔−1.5〕	〔−6.9〕	〔 7.4〕	〔 34.0〕	〔 0.7〕	〔 23.5〕	〔 17.1〕	〔 47.9〕
外　需	21,246	23,670	24,837	27,548	7,553	7,660	9,377	10,510
	(3.2)	(11.4)	(4.9)	(10.9)	(−16.7)	(1.4)	(22.4)	(12.1)
	〔−16.5〕	〔−8.8〕	〔 7.8〕	〔 34.7〕	〔 0.1〕	〔 4.4〕	〔 41.8〕	〔 57.4〕
代　理　店	2,648	3,000	2,643	2,852	978	949	972	931
	(−2.6)	(13.3)	(−11.9)	(7.9)	(6.6)	(−3.0)	(2.4)	(−4.2)
	〔−1.8〕	〔 4.2〕	〔 −4.1〕	〔 4.6〕	〔 5.3〕	〔 −4.4〕	〔 10.3〕	〔 9.9〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成24年10～12月	平成25年１～３月	４～６月	７～９月	平成25年６月	７　月	８　月	９　月
Ⅰ 製　造　業　計	−5.3	−1.7	5.6	9.8	2.4	4.8	0.8	4.1
1食　品　製　造　業	11.4	−7.5	3.3	8.8	19.7	−31.6	51.3	7.3
2パルプ・紙・紙加工品	90.1	−12.6	−52.9	198.3	−67.3	993.2	−86.6	150.3
3化　学　工　業	15.7	−15.7	7.8	−10.6	−36.1	−15.2	31.0	15.2
4石油製品・石炭製品	22.0	28.7	−39.0	81.4	11.6	−15.4	223.2	−49.5
5鉄　鋼　業	−34.0	−0.3	−0.2	18.0	−27.0	85.4	−19.7	−6.4
6非　鉄　金　属	−21.9	58.7	−41.0	61.9	23.3	202.0	−65.2	9.7
7金　属　製　品	13.2	−7.1	−7.0	25.1	−12.5	20.7	3.7	10.3
8一　般　機　械	−5.4	2.0	8.5	2.4	−9.5	1.5	−1.5	11.6
9電　気　機　械	−4.9	0.7	11.8	7.3	39.8	6.1	−5.7	−4.7
10情　報　通　信　機　械	−9.2	−16.1	2.8	15.3	−6.9	−13.0	32.1	33.7
11自動車・同付属品	3.4	8.5	−3.6	−6.2	13.8	−14.0	2.1	−7.6
12造　船　業	2.4	−6.0	25.0	−25.4	78.7	−43.7	47.1	−33.8
13その他輸送用機械	−21.5	−15.2	87.0	−2.9	58.8	−30.4	−18.0	32.3
14精　密　機　械	−13.2	13.2	−5.4	15.4	32.0	18.8	−30.6	13.9
15「その他製造業」	7.5	−1.6	−5.1	−0.2	−0.3	−3.2	−8.4	22.1
Ⅱ 非　製　造　業　計	2.3	−1.7	9.2	1.7	−13.4	1.6	5.4	−4.2
16農　林　漁　業	2.4	5.7	9.7	3.7	−6.9	−1.1	20.9	−26.2
17鉱業・採石業・砂利採取業	11.0	18.1	−30.8	14.9	23.5	23.1	−29.1	35.0
18建　設　業	23.8	10.4	6.9	−13.0	−17.9	3.4	7.1	−26.7
19電　力　業	−12.3	10.8	−6.5	17.5	35.8	−5.3	6.2	7.1
20運　輸　業・郵　便　業	2.8	11.1	−1.3	−12.0	−36.4	−12.3	34.2	−13.1

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十九日（火）

○一般案件

一、決算平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、金受平成二十四年に提出四書類に係る政府調達苦情処理手続に関する法律第十一条第一項の規定による報告と付
一、総計算書を国会に提出することと付
一、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、金受平成二十四年に提出四書類に係る政府調達苦情処理手続に関する法律第十一条第一項の規定による報告と付
一、総計算書を国会に提出することと付
一、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、金受平成二十四年に提出四書類に係る政府調達苦情処理手続に関する法律第十一条第一項の規定による報告と付
一、総計算書を国会に提出することと付
一、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書を国会に提出することと付
一、決算平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付
一、金受平成二十四年に提出四書類に係る政府調達苦情処理手続に関する法律第十一条第一項の規定による報告と付
一、総計算書を国会に提出することと付
一、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に提出することと付

（財務省）